

○牧之原市低入札価格調査制度による調査等実施要領

平成28年 3月31日

告示第63号

改正 平成29年 3月13日告示第25号

平成30年 3月14日告示第28号

平成31年 4月 1日告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之原市が発注する工事又は製造その他についての請負契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に該当した場合の調査及び監督体制の強化等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第2条 この告示は、予定価格が1,000万円を超える建設工事及び総合評価落札方式の適用を受ける建設工事を対象とする。ただし、予定価格が1,000万円以下の建設工事であっても市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

2 調査基準価格を下回った入札を行った者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。

(調査基準価格の設定及び算定)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108又は100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9.2を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9.2を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる

3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、調査基準価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができるものとする。

4 第1項及び前項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格 円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100又は110分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格入札書比較価格円(消費税抜き))」と記載する。

(対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、市長は、一般競争入札については入札公告において、指名競争入札については入札執行通知書等において、調査基準価格を設けていることを周知するものとする。

(落札の保留)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、市長は、落札決定を保留し、落札者は後日決定する旨を入札参加業者に通知するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 市長は、調査対象者の価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事現場付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査資料
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況について 取引金融機関、保証会社等への照会
- (14) 信用状態について 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他
- (15) 下請契約予定者名等
- (16) その他の必要な事項

2 調査の実施方法等、詳細については「牧之原市低入札価格調査マニュアル」において別に定める。

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第7条 市長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第8条 市長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査結果及び意見を記載した書面を9通作成し、牧之原市工事等入札業者指名委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その意見を求めなければならない。

(委員会の審査及び意見の報告)

第9条 委員会は、工事担当課の意見等を参考に審査を行い、意見を市長に報告するものとする。

2 委員会は必要に応じ、専門機関に調査を依頼することができるものとする。

(委員会の意見に基づく落札者の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による委員会の意見が市長の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意

見)と同一であった場合は、調査対象者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第6条以降と同様の手続による。

2 市長は、前条の規定による委員会の意見が市長の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる(低価格入札者との契約を適当である旨の決定をしたときは、当該低価格入札者に対してその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者を通知するものとする。)

3 市長は、次順位者を落札者と決定したときは、調査対象者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となつた旨を知らせるものとする。

(工事担当課長等への報告)

第11条 市長は、次順位者を落札者と決定したときは、遅滞なく当該競争入札に関する調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに委員会の意見を記載した書面の写しを添付し、工事担当課長等へ通知するものとする。

(監視体制の強化等)

第12条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置を執るものとする。

(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング

工事担当課長は、請負業者に対して、施工体制台帳及び下請人通知書の提出を求めるものとし、提出に際しては必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

工事担当課長は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いすることを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取するものとする。

(4) 労働安全担当機関との連携

工事担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、原則として検査監が行うものとする。

(入札結果の公表等)

第13条 調査の結果、調査対象者が落札した場合には、当該工事に係る入札結果表に「低入札価格調査制度調査対象工事」と記載する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日告示第25号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日告示第28号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第85号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。